

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	外国人滞在施設経営事業の業務改善命令等
概要	国家戦略特別区域法の規定に基づき、外国人旅客の滞在に必要な役務の提供等の政令で定める要件が定められています。その要件に適合しなくなった場合は、大阪市長は当該認定事業を当該要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。 また、欠格事由に該当するに至ったとき等は、認定を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	国家戦略特別区域法 （昭和25年12月13日法律 第107号） 第13条第12項及び第13項
処分基準	別紙のとおり
ホームページ	
備考	